

○上越地域消防事務組合消防本部及び消防署設置条例

(昭和47年 5月 1日 条例第 1号)

改正 昭和47年 8月21日 条例第22号  
昭和51年 3月23日 条例第 1号  
昭和51年12月 4日 条例第 2号  
昭和52年12月 9日 条例第 5号  
昭和53年 3月 4日 条例第 3号  
昭和53年12月 8日 条例第 5号  
昭和55年 3月21日 条例第 3号  
昭和55年 8月11日 条例第 4号  
昭和56年 3月16日 条例第 3号  
昭和62年 3月16日 条例第 1号  
昭和63年 3月 7日 条例第 1号  
平成 9年 3月18日 条例第 1号  
平成16年12月27日 条例第 3号  
平成17年 3月31日 条例第 2号  
平成17年12月20日 条例第11号  
平成18年10月 4日 条例第 4号  
平成19年11月 7日 条例第 3号  
平成26年10月22日 条例第 5号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めるものとする。

(消防本部及び消防署の設置)

第2条 上越地域消防事務組合の消防事務を処理するため、次の機関を置く。

- 1 消防本部
- 2 消防署

(消防本部の位置及び名称)

第3条 消防本部の位置及び名称は、次のとおりとする。

名 称	位 置
上越地域消防事務組合消防本部	上越市北城町1丁目16番1号

(消防署の位置、名称及び管轄区域)

第4条 消防署の位置、名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄地域
上越地域消防事務組合 上越南消防署	上越市北城町1丁目 16番1号	上越市大字中ノ俣・宮野尾・春日・薄袋・藤野新田・荒屋杉野袋・米岡を結ぶ地域より以南の上越市区域及び上越市牧区・清里区・三和区
上越地域消防事務組合 上越北消防署	上越市大字春日新田 1311番地の1	上越市大字横畑・長浜・石橋三田新田・小猿屋新田・横曾根・下百々・駒林を結ぶ地域より以北の上越市区域及び上越市頸城区・名立区
上越地域消防事務組合 新井消防署	妙高市諏訪町1丁目 7番8号	妙高市大字西菅沼新田・新井新田・小出雲・大原新田・長沢を結ぶ地域より以北の妙高市区域、上越市中郷区・板倉区
上越地域消防事務組合 頸北消防署	上越市柿崎区柿崎6 31番地の2	上越市柿崎区・大潟区・吉川区
上越地域消防事務組合 頸南消防署	妙高市大字田切62 9番地	妙高市大字関山・寺尾・大鹿・土路・上樽を結ぶ地域より以南の妙高市区域
上越地域消防事務組合 東頸消防署	上越市安塚区松崎6 39番地	上越市安塚区・浦川原区・大島区

(分遣所)

第5条 消防署に分遣所を置き、その名称、位置及び管轄区域は次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
上越地域消防事務組合 上越南消防署高士分遣所	上越市大字高津42 4番地の2	上越市牧区・清里区・三和区及び上越市大字高和町、元屋敷、上曾根、稲谷を結ぶ地域より以

		東の上越市区域
上越地域消防事務組合 上越北消防署名立分遣 所	上越市名立区名立大 町365番地1	上越市名立区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年8月21日条例第22号）

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月23日条例第1号）

この条例の施行期日は、昭和51年度中において規則で定める。

〔昭和51年12月26日規則第2号により、昭和51,12,25から施行〕

附 則（昭和51年12月4日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年11月1日から適用する。

附 則（昭和52年12月9日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月4日条例第3号）

この条例の施行期日は、昭和53年度中において規則で定める。

〔昭和53年11月2日規則第9号により、昭和53,11,11から施行〕

附 則（昭和53年12月8日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年10月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月21日条例第3号）

この条例の施行期日は、昭和55年度中において規則で定める。

〔昭和56年3月16日規則第7号により、昭和56,2,27から施行〕

附 則（昭和55年8月11日条例第4号）

この条例の施行期日は、昭和55年度中において規則で定める。

〔昭和56年3月16日規則第8号により、昭和56,4,1から施行〕

附 則（昭和56年3月16日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月16日条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月7日条例第1号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 18 日条例第 1 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 20 日条例第 11 号）

この条例の施行期日は、平成 17 年度中において規則で定める。

〔平成 18 年 1 月 11 日規則第 1 号により、平成 18, 1, 23 から施行〕

附 則（平成 18 年 10 月 4 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 7 日条例第 3 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔平成 19 年 11 月 13 日規則第 8 号により、平成 19, 12, 1 から施行〕

附 則（平成 26 年 10 月 22 日条例第 5 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔平成 26 年 11 月 21 日規則第 4 号により、平成 26, 12, 1 から施行〕